

平成 22 年 7 月 23 日

各 位

株式会社 北洋銀行

変額個人年金保険「新黄金世代-」の取扱いを開始します

～幅広い資産運用ニーズにお応えして、ラインナップを増強～

北洋銀行は、平成22年8月2日(月)より、アクサ生命の変額個人年金保険「新黄金世代-」の取扱いを開始いたします。

本商品は運用を続けながら、一生涯にわたって年金をお受け取りいただくことが出来る商品です。積立期間は最短1年からとなっており、年金の受取総額保証金額(年金額の算出基準金額)を増やすための機能も充実しています。

当行では、今後とも個人向け金融商品の品揃えを充実し、多様化するお客さまのニーズへの確に対応するとともに、利便性の向上に努めてまいります。

記

1. 取扱開始商品

商品名	愛称	引受保険会社
変額個人年金保険(09) 終身 D3型	新黄金世代-	アクサ生命保険株式会社

商品概要は【別紙】をご覧ください。

2. 取扱開始日

平成22年8月2日(月)

3. 取扱店舗

全店

ただし、東京支店、札幌医大病院出張所、千歳空港出張所を除きます。

以 上

商品概要

<p>商品名 【愛称】</p>	<p>変額個人年金保険(09)終身 D3型 【愛称:新黄金世代- 】</p>	
<p>特徴</p>	<p>・年金支払開始を、契約の最短1年後から最長40年まで年単位で選択可能です。ただし、76歳以上の方は契約後1年のみとなります。</p> <p>・積立期間後の年金受取期間は終身となります。</p> <p>・年金支払開始年齢は、被保険者の契約年齢が50歳～75歳の場合は51歳～90歳、76歳～80歳の場合は77歳～81歳となります。</p> <p>・<ラチェット保証金額> 積立期間中、毎年の契約応当日前日の積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額(契約後におけるラチェット保証金額は基本保険金額と同額)を比較し、いずれか大きい金額を受取総額保証金額に適用します(1円単位)</p> <p>・<ロールアップ保証金額> 積立期間中、運用実績に関わらず、毎年の契約応当日に基本保険金額に対して年2.5%(単利、最長10年)が増加します。</p> <p>・受取総額保証金額は、上記の<ラチェット保証金額> <ロールアップ保証金額> のいずれか高い方で年金支払が開始されます。年金額は、年金支払開始日において確定した受取総額保証金額に3%を乗じた金額となります。</p> <p>・年金支払期間中も特別勘定で運用が継続され、毎年の年金支払日前日において「積立金額+既払年金累計金額」がそれまでの受取総額保証金額を上回った場合には、その金額を新たな受取総額保証金額に適用し、適用後の年金額は、新たな受取総額保証金額に3%を乗じた金額となります。</p>	
<p>被保険者の 契約年齢</p>	<p>50歳～75歳</p>	<p>76歳～80歳</p>
<p>積立期間</p>	<p>1年～40年(年単位)</p>	<p>1年</p>
<p>年金支払 開始年齢</p>	<p>51歳～90歳</p>	<p>77歳～81歳</p>
<p>基本保険金額 (一時払保険料)</p>	<p>200万円～5億円(1万円単位)</p>	
<p>告知</p>	<p>ご職業について告知頂きます。</p>	

(保険商品についてご注意いただきたい事項)

(お申込に際しての留意事項)

特定保険商品に係るリスクについて

[変額保険、変額年金保険]

この保険は国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

[外貨建て保険]

この保険は為替レートの変動により、お受取になる円換算後の保険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、お受取にある円換算後の保険金額が、既払込保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。

[MVA(市場価格調整)を利用した商品]

この保険は市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に下落した場合には増加することがあります。

ご契約者さまにご負担いただく主な費用(以下に記載の費用等を足し合わせた金額をご負担いただきます)

・保険契約関係費 ご契約時の初期費用や、保険期間中、年金受取期間中の費用等、新契約の締結・成立・維持・管理に必要な経費です。

・資産運用関係費 投資信託の信託報酬や信託事務の諸費用等、特別勘定の運用により発生する費用です。

・解約控除 契約日から一定期間内の解約の場合に積立金から控除される金額です(解約時のみ発生します)。

ご負担いただく手数料やその料率は商品によって異なりますので、具体的な金額・計算方法は記載することができません。

商品ごとの「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「パンフレット」、「ご契約のしおり(約款)」等でご確認ください。

特定保険商品は保険会社が引き受ける生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度は適用されません。

北洋銀行は、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行いますが、保険契約の引受や保険金等の支払いは、引受保険会社が行います。

引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象になりますが、この場合にも将来の年金額、死亡保険金額、払戻金額等が削減されることがあります。

法令の規制により、お客さまのお勤め先や融資のお申込み状況等により、お申込みいただけない場合があります。

保険商品に関するお客さまと当行のお取引が、当行におけるお客さまに関する他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。

当行でお取扱いしている保険商品は、すべてクーリングオフの対象となります。

詳しい内容は生命保険募集代理店である北洋銀行の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

手数料やその料率、およびリスクの内容は商品によって異なりますので、保険商品のご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「パンフレット」、「ご契約のしおり(約款)」等をよくお読みいただき、内容をご確認のうえご自身でご判断ください。